

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 10 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農水産業の再生等に加え、汚染廃棄物対策、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。また、一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめること。
- ② 被災（移転）跡地の利活用については、土地利用推進に必要な財源確保や、新たな支援制度の創設、地域の実情に応じた柔軟な運用等を講じること。
- ③ 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ④ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ⑤ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、災害弔慰金の償還免除について、地方自治体と協議の上、基準を明示すること。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興

水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への支援について検討すること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壤等の中間貯蔵施設への搬出は、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、適正管理・搬出や仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- ② 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）は、特定廃棄物埋立処分施設へ早期に搬出すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
- ④ 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の維持補修を確実に行うこと。また、輸送等完了後の原状回復について、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

(2) 放射性物質トリチウムを含む処理水の対策

- ① 多核種除去設備等による処理水の処分方法については、広く意見を聴取し、議論を尽くした上、福島県民や漁業関係者などをはじめとした全ての関係者の納得・理解を得られた中で、改めて適切に決定するとともに、処理水は当面、陸上保管を継続し、諸課題の解決に取り組むこと。
- ② 福島県民はもとより国民全体の信頼回復を図るため、関係者とこれまで以上にリスクコミュニケーションを徹底し、関係修復を図るための最大限の努力をするとともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）へ同様に指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
- ② 風評被害対策への取組を強化するとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

(4) 健康管理・生活安心体制の継続

- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- ② 避難者の帰還に向けた生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。
- ③ リアルタイム線量測定システムの一方的な撤去を行わないこと。
- ④ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。